

《参考：改正後全文》

4 畜 A 第 2 2 6 4 号
平成 4 年 9 月 2 1 日
平成 9 年 1 1 月 1 2 日
一 部 改 正
平成 1 8 年 1 月 2 6 日
一 部 改 正
平成 2 1 年 2 月 1 6 日
一 部 改 正

各都道府県知事 殿

農林水産省畜産局長

臨床研修診療施設の指定について

獣医師法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 4 5 号）の施行に伴い、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後においても大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努める旨の規定が追加され（獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 1 6 条の 2 第 1 項）、農林水産大臣は、診療施設を指定しようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならないこととされた（獣医師法第 1 6 条の 2 第 2 項）。

今般、農林水産大臣が診療施設を指定するに当たり、その基準とする臨床研修診療施設指定基準を獣医事審議会における検討結果を受け別記 1 及び 2 のとおり定めるとともに、臨床研修診療施設の指定に係る申請手続き等を下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者への周知徹底に遺憾のないようにされたい。

記

1 産業動物臨床研修診療施設について

- (1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第 1 号又は第 2 号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。

- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書の提出をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた診療施設の開設者は、当該施設を廃止する等により臨床研修を実施できなくなった場合（当該施設の整備内容の変更により産業動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。）並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。

2 小動物臨床研修診療施設について

- (1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第3号又は第4号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書が提出されている場合は、当該申請をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた小動物診療施設（以下「指定小動物臨床研修診療施設」という。）の開設者は、当該診療施設の廃止等により臨床研修を実施できなくなった場合（当該施設の整備内容の変更により、小動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合又はそのおそれがある場合を含む。）並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。
- (5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第5号により農林水産大臣あてに提出するものとする。

産業動物臨床研修診療施設指定基準

産業動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 研修を単独で行う診療施設は、次に掲げる要件を備えたものであること。
 - (1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。
 - (2) 指導獣医師（研修獣医師（臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。）に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が確保されていること。また、指導獣医師は、伝染性疾病のまん延防止、畜産物の安全の確保等について教育訓練等を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。
 - (3) 臨床研修の計画的な実施に当たり研修委員会を設置していること。
 - (4) 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。
 - (5) 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。
 - (6) 年間の診療件数が臨床研修を行うために十分であること。
 - (7) 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。
 - (8) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。
 - (9) 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

- 2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群として指定する。この場合、診療施設群は、群として1の(3)から(9)までの要件及び次に掲げる要件を備えたものであること。
 - (1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設とその他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。
 - (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。
 - (3) 個々の診療施設において1の(2)の要件を満たす指導獣医師が確保されていること。
 - (4) 研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 「臨床研修目標の制定について」（平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水産省畜産局長通知）に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラムを有していること。
- 2 研修プログラムに基づく研修を単独で行う診療施設（以下「単独型臨床研修施設」という。）にあつては、当該プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師（臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。）の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置していること。
- 3 同一の研修プログラムに基づく研修を他の診療施設と共同して行う診療施設（以下「協力型臨床研修施設」という。）にあつては、臨床研修全体を管理する基幹診療施設を置き、基幹診療施設とその他の診療施設と相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。具体的には以下の要件を満たすこと。
 - (1) 連携して、研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置すること。
 - (2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。
 - (3) 獣医師の往来及び医療機器の共同利用が可能であること。
- 4 単独型臨床研修施設にあつては、常に勤務する獣医師が原則5名以上であること。また、協力型臨床研修施設の基幹診療施設にあつては原則3名以上及びその他の診療施設にあつては原則2名以上であること。

ただし、常に勤務する獣医師には臨床経験年数が1年未満の獣医師は算入しないこと。
- 5 指導獣医師（研修獣医師に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が十分に確保されていること。指導獣医師は臨床経験年数が原則10年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (1) 大学の獣医学に関する学部又は学科での臨床教員歴を3年以上有すること。
 - (2) 獣医学に関する学会又は研究会等が実施する研修等の受講歴及び最近の3年間に於いて相応の業績*を有すること。
 - (3) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める認定医であること及び最近の3年間に

において相応の業績を有すること。

(4) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める専門医であること。

*「相応の業績」とは、日本学術会議協力学術研究団体が発行し、審査体制のある雑誌に少なくとも1本の臨床に関する論文を掲載すること及び年1回程度の学会での発表の実績を有することをいう（共同研究者としての論文掲載及び学会発表を含める。）。

6 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。

なお、協力型臨床研修施設にあつては、研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

7 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

8 年間の診療件数及び診療内容が臨床研修を行うために十分であること。

9 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。具体的には血液・尿・糞便検査等を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器、手術施設等を設置していること。

ただし、協力型臨床研修施設にあつては、3（3）の医療機器の共同利用により施設・設備が補完される場合は、この限りではない。

10 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

11 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

12 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）と連携して臨床研修を行う体制が整備されている協力型臨床研修施設にあつては、8から11までの要件については、これらの要件に係る大学の診療施設の状況を併せて考慮するものとする。

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 へ

申請者（診療施設の開設者）

所在地

代表者氏名

印

産業動物臨床研修診療施設の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

別記様式第2号

年 月 日

農林水産大臣 へ

申請者（基幹診療施設の開設者）

所在地

代表者氏名

印

産業動物臨床研修診療施設群の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設群の名称： _____

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、診療施設群として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

調 査 表

1 作成責任者	所属： 連絡先：TEL	氏名： E-mail						
2 診療施設名	所属：	所在地：						
3 診療施設開設年月日	年 月 日							
4 診療獣医師数： 人 （うち指導獣医師数： 人） [指導獣医師については別紙略歴書を添付]								
5 研修指導責任者 [別紙略歴書を添付]	所属：	氏名：						
6 病歴の管理 ①診療簿等の保管期間 年 ②管理状況及び利用状況 [日常の診療における活用方法等具体的に記入]								
7 年間診療件数 [過去3年間の実績、単位：頭羽数]								
	牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度								
年度								
年度								
平均①								
①/ 診療に従事する獣医数								
8 剖検の実施状況 [家保等へ患畜等の剖検を依頼し、診療施設の獣医師が剖検に全く関与しない場合を除き、往診先で実施する場合を含む。] ①剖検の実施の有無（有・無） [①が有の場合] ②実施場所（自施設、他施設（具体的名称： ）、併用） ③自施設における剖検施設 ア 解剖室の有無（有・無） イ 焼却炉の有無（有・無） ④年間実施件数 [過去3年間の実績、単位：頭羽数]								
	牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
平均	自施設							
	他施設							

臨床研修実施状況調査表

() 年度

研修名	実施期間	対象者	受講者数	研修の実施方法及び主な内容
			人 () 人	
			人 () 人	
			人 () 人	
			人 () 人	
			人 () 人	
			人 () 人	

- 記入上の注意) 1 新規採用者に対する過去3年間の臨床研修の実施状況を記入する。
 2 年度毎に別葉として作成する。
 3 研修名が特に無い場合は、内容が判るように適宜記入する。
 4 研修の実施方法とは、研修施設を利用した講義及び実習、診療所における診療実習等の研修方法及びその期間を記入する。
 5 受講者数の欄の() 内には自組織以外の受講者を記入する。但し、農業共済組合連合会において実施する臨床研修について傘下の組合に所属する獣医師を対象とした場合は、自組織に含めるものとする。

指導獣医師（研修指導責任者）略歴書

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日 満 () 才	獣医師免許 取得年月日	年 月 日 免許番号：
年 月	略 歴			

- 記入上の注意) 1 指導獣医師及び研修指導責任者毎に作成する。
 2 獣医師免許取得から現在までの臨床経験、研修歴、学会発表等は別紙に明記すること。

指導獣医師（研修指導責任者）略歴書別紙

獣医師氏名：

診療施設における診療業務の経歴

臨床経験年数： 年

期 間			診療施設名・住所		
年	月	日～	年	月	日
					(住所)
年	月	日～	年	月	日
					(住所)
年	月	日～	年	月	日
					(住所)

研修歴（防疫演習、畜産物の安全性に関する講習会等含む。）、学会発表等

年月日

内容（簡潔に記載）

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 へ

所在地

診療施設の開設者*

印

小動物臨床研修診療施設（単独型臨床研修施設）の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

* 開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

別記様式第 4 号

年 月 日

農林水産大臣 あて

申請者（基幹診療施設の開設者）

所在地

代表者氏名

印

小動物臨床研修診療施設（協力型臨床研修施設）の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

協力型臨床研修施設の名称： _____

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、協力型臨床研修施設として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

6 常に勤務する獣医師の数： 人（うち指導獣医師数* 人）
 研修指導責任者氏名：
 [*指導獣医師については、別紙略歴書を添付すること]

7 病歴の管理

- ①診療簿等の保存期間： 年
- ②診療簿の管理状況：（書面による保存・電子的保存）
- ③利用状況（症例についての集計・解析状況等）：

8 年間の診療件数

動物種	犬				猫			
	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術
平成 年度								
平成 年度								
平成 年度								
動物種	小鳥				その他**			
	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術
平成 年度								
平成 年度								
平成 年度								

**その他の動物内訳（全件数）

- ①動物種： 件数：
- ②動物種： 件数：
- ③動物種： 件数：

9 診療施設が所有している検査機器

血液・尿・糞便検査用機器 ()

エックス線装置 ()

画像診断機器 ()

その他医療機器 ()

外部に検査等を委託する体制
()

10 検案を行い得る体制 (具体的な内容)

11 その他施設等

①手術施設 (有 ・ 無)

手術室に装備されている医療機器

()

②入院施設 (有 ・ 無)

収容能力 (収容可能動物種 : 、 収容頭数 : 頭)

伝染性疾病用収容施設 (有 ・ 無)

③調剤を行う施設 (有 ・ 無)

採光、照明及び換気の状態 ()

冷暗貯蔵設備 (有 ・ 無) (概要 :)

④消毒設備 (有 ・ 無) (概要 :)

⑤図書及び資料の整備 (有 ・ 無)

図書室 (有 ・ 無) (専用の図書室は要件としない)

図書数 : 冊

(主な図書 :)

雑誌数 : 種類

(主な雑誌 :)

購入する図書及び雑誌の費用 (およそ 円/年)

⑥獣医師以外の雇用者人数 : 人

1 2 大学の診療施設との連携

大学の診療施設の名称：

大学との連携が必要な理由：

大学との連携により補完される要件等：

その他（合同症例検討会の開催計画等）：

記入上の注意) 1 指定を受けようとする診療施設毎に作成すること。

2 単独型臨床研修施設にあつては5 (4) ~ (6) 及び1 2の事項を記入する必要はない。

3 協力型臨床研修施設にあつては、4、5 及び1 2の事項は基幹診療施設が記入すること。

(別紙)

略 歴 書

獣医師氏名：

獣医師名簿の登録事項

登録番号：

登録年月日：

診療施設における診療業務の経歴

臨床経験年数： 年

期 間			診療施設名・住所		
年	月	日～	年	月	日
					(住所)
年	月	日～	年	月	日
					(住所)
年	月	日～	年	月	日
					(住所)

獣医学に関する学会・研究会の所属及び活動状況

所属学会・研究会

入会年月日 学会名
年 月 日

研修の受講状況

受講年月日 学会名 研修名
年 月 日

学会・研究会による認定状況

認定年月日 学会名 認定状況
年 月 日

過去3年間の学会発表等*

発表年月日 学会名(開催場所) 演題名

過去3年間の論文発表**

掲載年月 雑誌名 論文名

*要旨を添付すること。 **別刷りを添付すること。

別記様式第5号

年 月 日

農林水産大臣 あて

所在地

診療施設の開設者*

印

小動物診療に関する臨床研修の実施状況等について（報告）

下記の診療施設における平成 年度における臨床研修の実施状況を別添のとおり報告します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

*開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

(別添)

臨床研修実施状況等調査表

(年度)

研修獣医師氏名 (登録番号)	臨床研修期間	研修の主な内容

研修委員会の実施状況及び概要

1 研修委員会の開催日時及び主な議題 年 月 日 (主な議題) 年 月 日 (主な議題) 年 月 日 (主な議題)
2 研修プログラムの管理及び評価
3 研修獣医師の研修目標達成度の評価



20消安第11539号

平成21年2月16日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「臨床研修診療施設の指定について」の一部改正について

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項では、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。」と規定しております。

平成4年に農林水産大臣の指定する診療施設に関する具体的な基準を定めた「臨床研修診療施設の指定について」（平成4年9月21日付け4畜A第2264号農林水産省畜産局長通知）を定め、さらに18年には本通知を改正し、これまで産業動物と小動物を区別せずに定めていた基準を改め、産業動物と小動物の臨床研修診療施設の双方に関して別個に指定基準を定めました。

今般、獣医師が修得すべき知識や診療技術の高度化、診療施設・設備の専門化・高度化等を踏まえて基準を見直す必要が認識され、獣医事審議会計画部会における検討結果を踏まえて、本通知を別添のとおり改正することとしましたので、御了知されるとともに関係者への周知をお願いします。

なお、大学の診療施設の開設者には、別紙のとおり通知しましたことを申し添えます。

「臨床研修診療施設の指定について」（平成4年9月21日付け4畜A第2264号畜産局長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>1 産業動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、<u>獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第1号又は第2号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、<u>臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 小動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、<u>獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第3号又は第4号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、<u>臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、<u>獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第5号により農</u></p>	<p>1 産業動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、<u>獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、平成4年度にあつては9月30日まで、平成5年度以降にあつては毎年度7月31日までに、別記様式第1号又は第2号の申請書を都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 小動物臨床研修診療施設について</p> <p>(1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、<u>獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、毎年度7月31日までに、別記様式第3号の申請書を都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出するものとする。なお、都道府県知事にあつては、申請のあつた診療施設の開設者が獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に基づき提出した開設届けの写しを併せて送付願いたい。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、<u>獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第4号により農</u></p>

林水産大臣あてに提出するものとする。

(別記1)

産業動物臨床研修診療施設指定基準

産業動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

1 研修を単独で行う診療施設は、次に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。

(2) 指導獣医師（研修獣医師（臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。）に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が確保されていること。また、指導獣医師は、伝染性疾病のまん延防止、畜産物の安全の確保等について教育訓練等を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。

(3) 臨床研修の計画的な実施に当たり研修委員会を設置していること。

(4) 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。

(5) 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

(6) 年間の診療件数が臨床研修を行うために十分であること。

(7) 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

(8) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。

(9) 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を

林水産大臣あてに提出するものとする。

(別記1)

産業動物臨床研修診療施設指定基準

1 産業動物臨床研修診療施設は、公益性を有する施設であることに加え、以下に掲げる要件を備えたものであること。

(1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。

(2) 臨床研修の実施に当たり研修指導責任者及び研修委員会を置き、円滑に臨床研修を行い得る体制にある施設であること。

(3) 診療簿等の病歴の管理が適切に行われていること。

(4) 年間の診療件数が臨床研修を行うに十分である施設であること。

(5) 疾病の原因究明のための剖検を行い得る体制を有していること。

(6) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。

(7) 研修に必要な施設、図書、資料の整備が適切に行われていること。

2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を

臨床研修診療施設群として指定する。この場合、診療施設群は、群として1の(3)から(9)までの要件及び次に掲げる要件を備えたものであること。

- (1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設とその他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。
- (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。
- (3) 個々の診療施設において1の(2)の要件を満たす指導獣医師が確保されていること。
- (4) 研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

(別記2)

小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 「臨床研修目標の制定について」(平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水産省畜産局長通知)に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラムを有していること。
- 2 研修プログラムに基づく研修を単独で行う診療施設(以下「単独型臨床研修施設」という。)にあっては、当該プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師(臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。)の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置していること。
- 3 同一の研修プログラムに基づく研修を他の診療施設と共同で行う診

臨床研修診療施設群として指定することとする。この場合、診療施設群は、群として前記1の(2)から(7)までの要件を備えるとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。

- (1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設と他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができ得る体制にあること。
- (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。

(別記2)

小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設との連携を十分にとること。具体的には以下の要件を満たすこと。
 - (1) 連携して研修委員会を設けること。
 - (2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。
 - (3) 一定期間、臨床研修獣医師は臨床研修を大学の診療施設で行うこと。
 - (4) 疾病の原因究明のため検案が必要な症例については、原則として大学に検体を送付し検案を行うこと。
 - (5) 獣医師の往来、医療機器の共同利用が可能であること。

療施設（以下「協力型臨床研修施設」という。）にあっては、臨床研修全体を管理する基幹診療施設を置き、基幹診療施設とその他の診療施設と相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。具体的には以下の要件を満たすこと。

（１）連携して、研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置すること。

（２）定期的に合同症例検討会を行うこと。

（３）獣医師の往来及び医療機器の共同利用が可能であること。

４ 単独型臨床研修施設にあっては、常に勤務する獣医師が原則５名以上であること。また、協力型臨床研修施設の基幹診療施設にあっては原則３名以上及びその他の診療施設にあっては原則２名以上であること。

ただし、常に勤務する獣医師には臨床経験年数が１年未満の獣医師は算入しないこと。

５ 指導獣医師（研修獣医師に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が十分に確保されていること。指導獣医師は臨床経験年数が原則１０年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

（１）～（４）（略）

* 「相応の業績」とは、日本学術会議協力学術研究団体が発行し、審査体制のある雑誌に少なくとも１本の臨床に関する論文を掲載すること及び年１回程度の学会での発表の実績を有することをいう（共同研究者としての論文掲載及び学会発表を含める。）。

６ 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。

なお、協力型臨床研修施設にあっては、研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

７ 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも

２ 常に勤務する獣医師が原則３名以上いる施設であること。ただし、臨床経験年数が１年未満の獣医師は算入しないこと。

３ 臨床研修獣医師数の半数以上の指導獣医師が確保されていること。なお、指導獣医師は臨床経験年数が原則１０年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

（１）～（４）（略）

* 日本学術会議に登録された団体が発行し、審査体制のある雑誌に最低１本の臨床に関する論文掲載及び年１回程度の学会発表実績。

４ 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制にある施設であること。

５ 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを一定期間ご

毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

8 年間の診療件数及び診療内容が臨床研修を行うために十分であること。

9 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。具体的には血液・尿・糞便検査等を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器、手術施設等を設置していること。

ただし、協力型臨床研修施設にあつては、3（3）の医療機器の共同利用により施設・設備が補完される場合は、この限りではない。

10 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

11 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

12 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）と連携して臨床研修を行う体制が整備されている協力型臨床研修施設にあつては、8から11までの要件については、これらの要件に係る大学の診療施設の状況を併せて考慮するものとする。

別記様式（略）

とに集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

6 年間の診療件数及び内容が臨床研修を行うに十分であること。原則として小動物の診療件数が勤務獣医師1名当たり年間1000件以上で、診療内容は予防接種、寄生虫予防の占める割合が50%以下で、手術数が勤務獣医師1名当たり年間250例以上であることを目安とする。

7 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。血液・尿・糞便検査等を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器、手術施設等が設置されていることを目安とする。

8 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

9 「臨床研修目標の制定について」（平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水産省畜産局長通知）に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラム（1年以上）を有していること。

10 1（1）の研修委員会は、9の研修プログラムの管理及び評価並びに臨床研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有していること。

別記様式（略）